

園芸施設共済の補償の拡充

1. 時価ベースの補償の拡充

(1) 耐用年数の見直し

施設本体と附帯施設の耐用年数を下表のとおり見直します。
パイプハウスは、耐用年数が2倍になり補償金額が増加します。

	見直し前		見直し後	差
・ ガラス室Ⅰ類（木造）	10年	→	5年	(△5年)
・ ガラス室Ⅱ類（鉄骨）	15年	→	14年	(△1年)
・ プラスチックハウスⅠ類（木竹）	5年	→	5年	(±0年)
・ プラスチックハウスⅡ類（パイプ）	5年	→	10年	(+5年)
・ プラスチックハウスⅢ類（簡易鉄骨）	7年	→	14年	(+7年)
・ プラスチックハウスⅣ類・Ⅴ類・Ⅶ類（鉄骨）	15年	→	14年	(△1年)
・ 附帯施設	5年	→	7年	(+2年)

(2) 補償価額の引上げ

施設本体と附帯施設の耐用年数経過後の補償価額を**再建築価額の20%から50%に引き上げる**ことにより補償金額が増加します。

2. 農家選択による補償の追加

1の時価ベースの補償の拡充に加えて、**農家の選択により、更に大きな補償**が受けられます（被覆材を除く）。

- ① 耐用年数内の施設の補償価額は、**再建築価額の100%**。
- ② 耐用年数経過後の施設の補償価額は、**再建築価額の75%**。

注1：追加部分の共済掛金の全額を農家の負担していただきます。

注2：追加部分の共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。

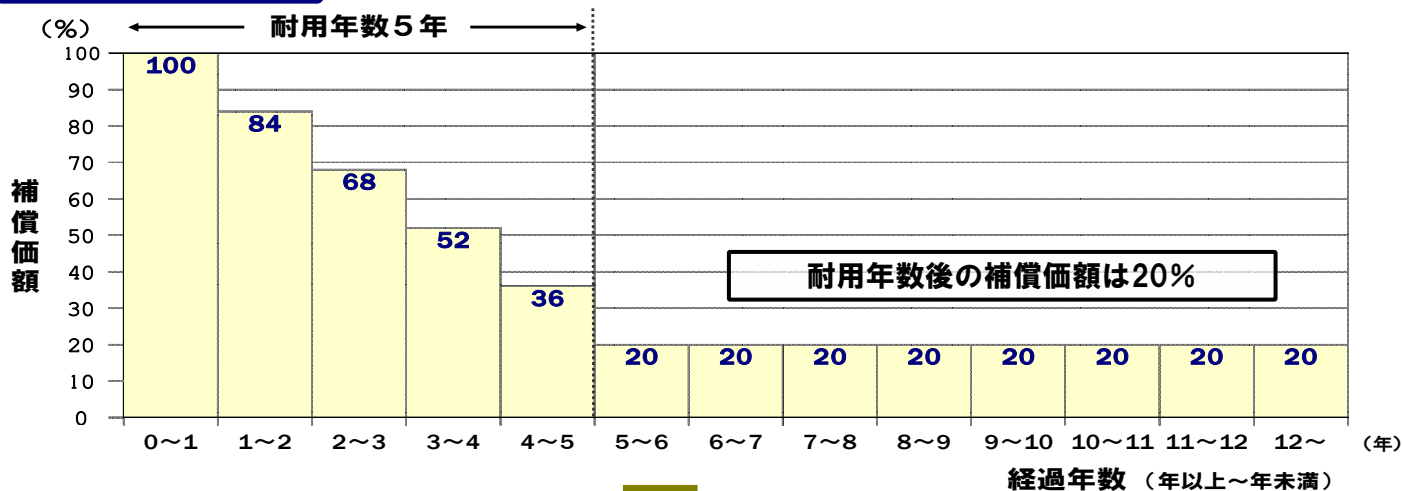
3. 撤去費用の対象の拡充

現在、撤去費用の対象となっていない**パイプハウスも撤去費用の補償対象に追加**されます（農家選択）。

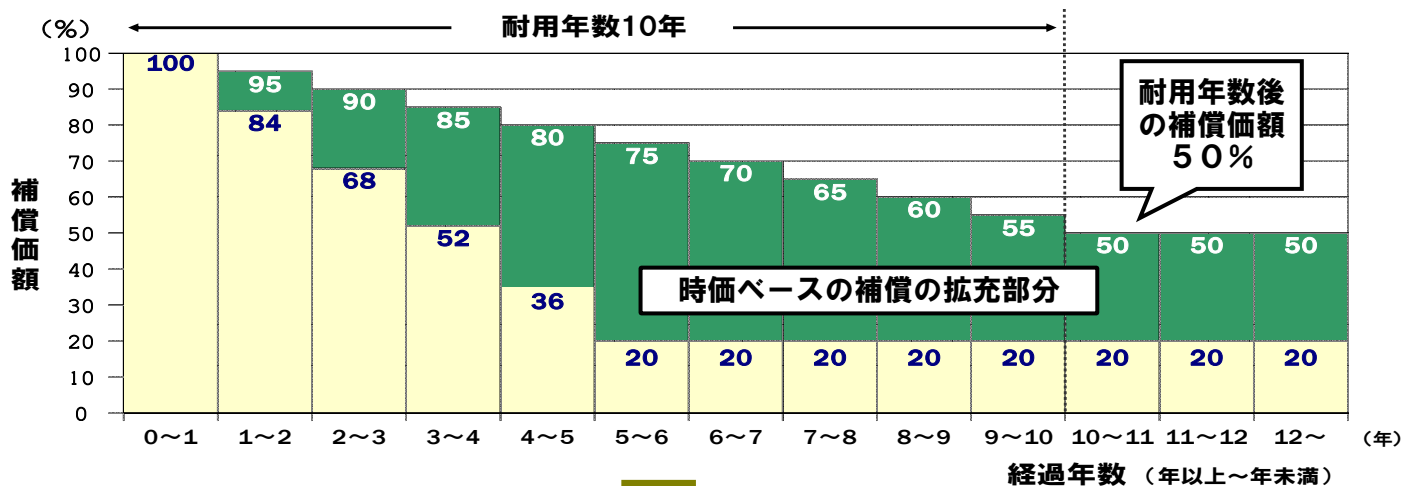
〈 パイプハウスの場合 〉

注：共済金は補償価額の8割が上限

現行の補償



1. 時価ベースの補償の拡充 (耐用年数の見直しと補償価額の引上げ)



2. 農家選択による補償の追加

